

2026 年 7 月 28 日  
日本郵便株式会社

## 郵便事業の収支の状況（2025 年度）

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、本日、2025 年度の郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告いたしました。

郵便事業の収支の状況は、郵便法（以下「法」といいます。）第 67 条第 7 項の規定に基づき、郵便物の種類等ごとの収支の状況を明らかにするものです（概要は、[別紙](#)をご覧ください。）。

○ 2025 年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：億円）

| 郵便物の種類等                  | 営業収益   | 営業費用   | 営業損益 |
|--------------------------|--------|--------|------|
| 内国郵便業務                   | 12,381 | 12,652 | ▲271 |
| 第一種郵便物（封書）               | 6,874  | 7,107  | ▲234 |
| 第二種郵便物（はがき）              | 3,468  | 3,503  | ▲35  |
| 第三種郵便物（雑誌、新聞）            | 62     | 145    | ▲83  |
| 第四種郵便物（通信教育など）           | 6      | 17     | ▲11  |
| 法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物 | 840    | 902    | ▲62  |
| 法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物 | 1,130  | 977    | 153  |
| 国際郵便業務                   | 712    | 762    | ▲51  |
| 通常郵便物                    | 216    | 214    | 2    |
| 小包郵便物                    | 146    | 159    | ▲13  |
| EMS 郵便物                  | 350    | 390    | ▲40  |
| 合計                       | 13,092 | 13,414 | ▲322 |

注 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

（参考）

- ・法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特種取扱とした郵便物をいいます。
- ・法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、上記以外の特種取扱（速達など）とした郵便物をいいます。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（有料）

※ガイダンスが流れますので「\*」のあとに  
「4」を選択して下さい。

<受付時間> 平日 9:00～19:00

土・日・休日 9:00～17:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。